八～十八	（略）
十九	中分類一九―ゴム製品製造業
二十	小分類二〇六―かばん製造業
二十一	細分類二一二二―生コンクリート製造業
二十二	（略）
二十三	細分類二一二九―その他のセメント製品製造業
二十四	細分類二一四一―衛生陶器製造業
二十五・二十六	（略）
二十七	細分類二一四六―陶磁器製タイル製造業
二十八	細分類二一五一―耐火れんが製造業
二十九	細分類二一五二―不定形耐火物製造業
三十～三十二	（略）
三十三	小分類二二二―製鋼・製鋼圧延業
三十四～三十六	（略）
三十七	細分類二二三六―磨棒鋼製造業
三十八	細分類二二三七―引抜鋼管製造業
三十九・四十	（略）
四十一	細分類二二九九―他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
四十二	細分類二三三二―アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
四十三	細分類二三四一―電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）
四十四～四十七	（略）
四十八	細分類二四三二―ガス機器・石油機器製造業
四十九	（略）
五十	細分類二四四二―建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
五十一	（略）
五十二	細分類二四四四―鉄骨系プレハブ住宅製造業
五十三	細分類二四四六―製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
五十四～五十八	（略）

二～十二	（略）（新設）
十三	（略）（新設）
十四・十五	（略）（新設）
十六～十八	（略）（新設）
十九	細分類二二二一―製鋼・製鋼圧延業
二十～二十二	（略）（新設）
二十三・二十四	（略）（新設）
二十五	細分類二二九九―他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）（新設）
二十六～二十九	（略）（新設）
三十	（略）（新設）
三十一	（略）（新設）
三十二	細分類二四四六―製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）
三十三～三十七	（略）

五十九	細分類二四六九―その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）
六十	細分類二四七一―くぎ製造業
六十一	細分類二四七九―その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
六十二	（略）
六十三	細分類二四九九―他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）
六十四	中分類二五―はん用機械器具製造業（細分類二五九一―消火器具・消火装置製造業を除く。）
六十五	（略）
六十六	中分類二七―業務用機械器具製造業（小分類二七四―医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類二七六―武器製造業を除く。）
六十七	（略）
六十八	中分類二九―電気機械器具製造業（細分類二九二二―内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）
六十九	（略）
七十	小分類三一一―自動車・同附属品製造業
七十一	小分類三一四―航空機・同附属品製造業
七十二	細分類三二五三―運動用具製造業
七十三	細分類三二九三―パレット製造業
七十四	（略）
七十五	細分類三二九九―他に分類されないその他の製造業（ＲＰＦ製造業及び人体保護具製造業に限る。）
七十六	（略）

2　製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外

三十八	細分類二四六九―その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）（新設）
三十九	（略）
四十	細分類二四九九―他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）
四十一	中分類二五―はん用機械器具製造業（ただし、細分類二五九一―消火器具・消火装置製造業を除く。）
四十二	（略）
四十三	中分類二七―業務用機械器具製造業（ただし、小分類二七四―医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類二七六―武器製造業を除く。）
四十四	（略）
四十五	中分類二九―電気機械器具製造業（ただし、細分類二九二二―内燃機関電装品製造業を除く。）
四十六	（略）（新設）
四十七	（略）（新設）
四十八	細分類三二九九―他に分類されないその他の製造業（ただし、ＲＰＦ製造業に限る。）
四十九	（略）

2　製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外